

# 議第26号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

令和7年度税制改正により、給与所得控除について、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられました。

この見直し（以下「令和7年度見直し」といいます。）により、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から8年度までの間）の介護保険料収入が減少する可能性があるため、保険者の介護保険料収入不足を防ぐ観点から、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」といいます。）の一部改正（令和7年政令第420号及び令和8年政令第6号による改正）により、介護保険料の標準段階に係る基準の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

介護保険の第1号被保険者の介護保険料の区分を判定する際に、令和7年度見直しの影響により当該介護保険料の区分が変わり得る第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、次の措置を講じます。

### (1) 合計所得金額の特例

令和8年度の介護保険料の算定に当たっては、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額は、合計所得金額に次の収入金額に応じた引上げ額（以下「引上げ額」といいます。）を加算した額とします。

令和7年中の給与等（円） 以上 未満	引上げ額
551,000 ～ 651,000	令和7年中の給与等の収入金額－55万円
651,000 ～ 1,619,000	10万円
1,619,000 ～ 1,900,000	65万円－（令和7年中の給与等の収入金額－※給与所得控除後の給与等の金額）

※所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正（令和7年法律第13号による改正）前の所得税法別表第5により求めた金額

### (2) 市町村民税の課税・非課税の判定の特例

令和8年度において市町村民税が非課税であり、かつ、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者について、次のいずれかに該当する者は、介護保険制度上、令和8年度の市町村民税が課税されている者とみなします。

ア 障害者等に該当する場合（本人類型が障害者・寡婦・ひとり親・未成年であって、当該者の前年の合計所得金額が135万円以下である場合）は、135万円から合計所得金額を控除した額が、引上げ額以下となる第1号被保険者

イ 障害者等に該当しない場合は、非課税基準額（本市の条例で定める額）か

ら合計所得金額を控除した額が、引上げ額以下となる第1号被保険者

### (3) 介護保険料の減免の特例

通常、介護保険料を減免する場合は、納税義務者等から減免に係る申請をしてもらう必要がありますが、この度の改正により、令和8年度の市町村民税が課されているとみなされた者のうち、令和7年度（令和6年分）の市町村民税が非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）については、納付義務者等の申請がなくても当該第1号被保険者の令和8年度に係る介護保険料を減免することができることとします。

なお、この特例による減免は、令和8年度の介護保険料算定において、課税・非課税の判定について市町村民税非課税者として判定する介護保険料段階までを予定しています。

### (4) 留意事項

上記(1) から(3) までの措置は、住所地特例制度の対象者や転入者など、令和8年度分の賦課期日（令和8年4月1日）において本市に住所を有しない者については適用しません。

## 3 施行期日

令和8年4月1日